参考資料2	大阪府環境審議会　揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第４回）
	平成１８年８月４日

規制と自主的取組を組み合わせた揮発性有機化合物対策の体系（案）

条例規制

出荷・給油・ドライクリーニング・製造・塗装・接着・印刷・洗浄・貯蔵の一定規模以上の施設に対する規制
・設備構造基準、原料使用基準

大規模塗装工場に対する規制
・工場全体の排出許容量規制

法規制

塗装・接着・印刷・洗浄・製造・貯蔵の大規模施設に対する規制
・排出濃度基準
・濃度測定の義務等

基準遵守状況の把握、記録・保存の義務付け　→　条例に追加
・処理装置の適正稼動状況等の記録・保存（届出施設）
・ＶＯＣ排出量の把握及び記録・保存（届出工場）

タンクローリーの蒸気返還設備接続装置の設置等の義務づけ
（現要綱　→　条例に追加）

大気汚染緊急時措置（光化学スモッグ発生時の協力要請等）

区　分	規制基準	条例で義務付ける事項
届出施設	設備構造基準	①処理装置の適正稼動状況の把握及び記録・保存 チェック項目例 燃焼系処理装置・・・稼動時の温度 吸着式処理装置・・・交換時期 凝縮式処理装置・・・稼動時の温度 ②処理効率の把握（ＶＯＣ濃度測定等）と記録・保存 ③施設の排出抑制構造の点検及び記録・保存 チェック項目例 密閉化状況等（ライン、蓋の破損の有無等）
	原料使用基準	原材料の溶剤含有率の把握及び記録・保存 把握方法例 塗料、インキの成分表の入手
届出工場	許容排出量	届出工場全体のＶＯＣ排出量の把握及び記録・保存 （基礎資料として、施設毎の排出量等の記録・保存を求める） 把握方法例 VOC 排出濃度等の測定を基本とし、他は PRTR 法に基づく排出量算出マニュアル（物質収支、物性等）の方法を参考に算出

・　光化学スモッグ発生時における協力要請等の規定がＶＯＣについても必要
　→　協力要請の対象は大規模な事業所（条例の届出工場、法規制対象施設を有する工場等）
・　協力要請の内容は、排出実態の把握状況や光化学スモッグの発生メカニズム等を考慮

・　建築塗装　：　業界団体や地方公共団体への働きかけ　　現要綱

化学物質適正管理制度を活用した自主的取組の促進
（ＶＯＣを排出する全事業者が対象）

化学物質適正管理制度の枠組み
■対象化学物質の定義
■化学物質適正管理指針（仮称）の策定
■指針に留意した適正管理の実施
■事業者による届出等
・管理計画書等の作成・提出
・取扱量・排出量の把握・届出
・緊急事態対処計画書の作成・提出
・緊急事態発生時の措置

ＶＯＣに関する補足事項
■対象物質の捉え方　物質毎の把握に加えてＶＯＣ総体の把握が必要
（ガソリン等、混合物として把握するものもある）
■管理計画書の記載事項
・削減目標について、平成22年度におけるＶＯＣ排出量の目標値の記載が必要
・ＶＯＣ排出量等の把握方法の記載が必要
（ＶＯＣ総体としての把握、又は、個別物質毎に把握して積算　等）
■自己検証・評価
・平成 12 年度（法 VOC 対策基準年度）以降の取組の検証・評価が必要

行政による施策等

○ＶＯＣ排出量等の集計・公表
　→　排出削減の進行管理
○自主的取組の促進に対する支援
・ＶＯＣに係る環境配慮製品等に関する情報の収集・提供、普及啓発
・　グリーン調達の推進
○環境モニタリング結果に基づく対策効果の評価　等